

日本における企業結合会計に関する実態調査

咸 剛 国

要 旨

최근 회계를 둘러싼 국제적 동향은 IASB가 중심이 되어 각 국의 회계기준을 국제재무보고기준(IFRS)으로 수렴하여 가는 과정에 놓여 있다. 또한 회계기준의 국제적 수렴의 일환으로 기업결합회계기준은 지분풀링법을 폐지하고 매수법으로 일원화가 추진되고 있는 실정이다.

본 논문은 일본에서의 기업결합회계에 대한 실태조사를 통하여 기업결합과 관련한 회계처리에 있어 매수법으로 일원화에 대한 수용가능성을 진단하고, 나아가 기업결합회계기준을 일원화해 나가는 국제적인 회계흐름에의 대응방안을 제시하고 있다. 연구방법으로는 사례조사대상기업으로 선정된 기업의 유가증권 보고서를 조사하고 분석하는 형태를 취하고 있다.

キーワード.....会計基準 企業結合会計 実態調査

はじめに

現在、米国、オーストラリア、ニュージーランドなどアングロ・サクソン国を中心とする企業結合会計に対する国際的動向は、パーチェス法だけを認める内容で会計基準を設定し行われている。また、IASBは、2002年12月、「企業結合」というIFRS公開草案第3号をパーチェス法で一元化させる内容で公表した。オーストラリア、ニュージーランド、香港、南アフリカ、イギリスの会計基準設定主体は、IFRS公開草案第3号を自国で公開した。

日本の場合、企業会計審議会第一部会は、2003年10月31日、「企業結合に係わる会計基準の設定に関する意見書」を公表した。その主要内容は、企業結合において基準が提示する「持分統合」の要件を満たす場合以外には、「取得」で識別するようにしている¹⁾。したがって、企業結合の本質が持分の統合と判定された企業結合には持分プーリング法を、また、取得と判定された企業結合にはパーチェス法を適用するようにしている。本公開草案の内容は、米国のSFAS141、142から定めている会計基準の内容及びIFRS公開草案第3号「企業結合会計」が規定していることとは、異なる内容である。このような内容の公開草案を公表した背景には、「企業結合には『取得』と『持分の統合』という異なる経済的実態を有するものが存在する以上、それぞれの

実態に対応する適切な会計処理方法を適用する必要がある²⁾」という基本的認識がある。

本研究の目的は、日本における企業結合事例に対する考察を通じて、企業結合会計処理にとってパーチェス法への一元化への受容可能性を経営慣行の観点から、さらに企業結合会計基準を一元化して行く国際の流れへの対応方策を提示することである。特に、日本の場合、今まで企業結合に対する会計処理を企業が選択的に適用することができるように容認されてきたという側面で、具体的に企業結合に対する事例及び会計処理内容を調査する方法は、今後、企業結合会計に対する将来を展望することにおいて有用なことと考える。

研究の方法は、事例調査の仕方を探っている。事例調査方法は、事例調査対象で選定されたすべての企業に対して、有価証券報告書から用意したチェックリストに調査内容を記入して、これを分析する形で行う。

本研究の内容及びその構成は、以下の通りである。第一に、企業結合に関連する先行研究、特に企業結合会計処理に関連した先行文献の調査を通じて、研究の理論的基礎を構築する。第二に、日本における企業結合及び会計処理に対する事例調査の設計として、調査の目的・方法、調査内容及び手続きに対して記述する。第三に、標本で選択された企業に対して企業結合内容及び会計処理した実体を調査して、分析する。第四に、日本における企業結合及び会計処理に対する事例調査結果に基づいて、今後、日本における企業結合会計の行方を展望する。

第1節 先行研究の検討

本研究に係る先行研究は、米国と日本及び韓国における企業結合と関連した会計処理に対する実態調査及びアンケート調査を中心に考察した。すなわち、本研究と関連性が高い方法を使って行われた先行研究を検討した結果、各国において行われた企業結合に対する研究は、国により異なった特徴を発見することができた。

第一に、米国の場合、APB 意見書第 16 号は、企業結合と関連して会計処理方法としてパーチェス法と持分プーリング法を適用するにおいて選択基準として有用な役割を果たしたといえる。特に、Pirrong は、APB 意見書第 16 号が持分プーリング法会計処理の抑制効果を持つかどうかを検証して、企業結合事例 33 件のうちに 29 件の企業結合が暫定的な効果を持つことを確認した³⁾。また、Reed の研究は、APB 意見書第 16 号が企業結合において持分プーリング法の使用を抑制する効果がある結果を提示した⁴⁾。このような研究結果は、APB 意見書第 16 号が持分プーリング法の濫用を抑制させることに効果があったといえる。また、最近の研究である、Ayers らの研究を通じて分かるように、企業は持分プーリング法を適用するために高いプレミアムを支払っている状況である⁵⁾。米国の場合、2000 年 7 月、SFAS141 が公表されて、2001 年 6 月 30 日以後行われる企業結合に対して適用されている状況である。今後、SFAS141 の施行効果を検証する研究が必要なことと考えられる。

第二に、日本における先行研究の特徴は、企業結合と関連した会計制度の導入を検討する観点から、合併が行われた企業または上場企業を対象にアンケート調査を行って、その結果を報告する形で整理した研究が多い。特に、日本の場合、1980年代から最近まで企業結合会計処理方法で絶対的にパーチェス法より持分プーリング法が適用されていることがわかる。最近の経済産業省のアンケート調査結果は、企業結合会計基準を国際的な動きによってパーチェス法へ一元化されても、影響がないとか、あるが軽微だと応答した企業が62.7%で、重大な影響があると応答した6.7%を大きく上回っていることは際立っている⁶⁾。このような企業の反応を勘案すれば、企業結合会計基準がパーチェス法で一元化されても産業実務に及ぼす影響は大きくないことが予想される。

第三に、韓国における先行研究結果は、1998年以前まで代替的な会計方法のうち持分プーリング法による会計処理が行われたことが分かる。特に、李南洙の研究結果は、合併会計処理実態を調査した結果、全体調査対象事例のうち84.6%の企業が持分プーリング法の立場から会計処理したと報告している⁷⁾。しかし、企業と関係がある利害関係者集団を対象としたアンケート調査は、パーチェス法が強力に支持されていることを示している。また、企業結合と関連した会計処理に大きく影響を及ぼす規定は、税法や商法を挙げていて、当時の「合併会計準則」が会計処理において大きな影響を及ぼすことができなかつたことが分かる。

特に、日本の場合、米沢武史と若林浩伸は、日本における事例調査を根拠としてパーチェス法だけで一元化することが適合しないことを指摘した⁸⁾。しかし、彼らの研究は、企業結合事例として「みずほフィナンシャルグループの事例」だけを調査対象としたという側面で、研究結果を日本の企業全体で拡大し解釈することは限界がある。したがって、企業結合に対する事例調査の範囲をより拡大し研究を行う必要性が存在する。

第2節 調査の設計

1. 調査の目的

企業会計審議会は、2003年10月31日、「企業結合に係わる会計基準の設定に関する意見書」を公表した。企業会計審議会が公表した企業結合会計基準の核心は、パーチェス法と持分プーリング法を認める二元化された内容である。このような内容の会計基準を設定するに至った背景は、日本の場合、「自国の経営環境の特殊性及び文化的相違を挙げて、企業結合において結合当事企業間に対等な企業結合が行われる時、パーチェス法だけで会計処理することは適切ではないことを指摘し、かつ持分プーリング法の許容を主張している立場を取っている⁹⁾」という状況の認識がある。このような主張に対する内容と関連して具体的な企業結合及び会計処理事例を考察する必要がある。企業結合に対する事例研究は、日本の企業が持っている固有の経営慣行に対する特徴を発見して、さらに、会計基準の国際的収斂に対する受容可能性を把握する

ことができると判断する。

IASB の IFRS 公開草案第 3 号には、結合当事企業のどちらが他の企業を実質的に支配するのかを判断するようにしている¹⁰⁾。すなわち、公開草案は、原則として他企業の議決権の過半数を取得した方が買収企業になるが、それ以外の実質的要素も総合的に考慮し判断するようにしている。また、買収企業を識別することが困難な場合には、どちらが議決権付株式を発行したか、あるいは結合当事企業双方の公正価値の大小などを勘案し買収企業を識別する。企業結合を行うために、株式を発行して新たな企業が設立される場合でも、企業結合以前に存在した企業のうち 1 つを買収企業として識別する。

また、米国の SFAS141 は、企業結合が持分の交換を通じて行われて取得企業を判断することが難しい場合、取得企業の識別基準として企業結合に関連した事実や状況を総合的に考慮し判断することを要求している。すなわち、FASB は、その具体的識別基準として相対的議決権の割合、重要な少数株主の存在、取締役会の構成員といった結合後企業の意思決定機関の支配状況や持分証券の交換条件などに着目して取得企業を識別するようにしている¹¹⁾。

結局、FASB と IASB の規準を通じて見れば、パーチェス法と持分プーリング法の適用基準に対する国際的論議の核心内容は、次のように二つに要約することができる。第一に、企業結合に参加する結合当事企業の相対的規模が似ていて、どちらが取得企業なのか判断不可能な場合、すなわち、取得企業の判断不可能性に対する問題である。第二に、結合後独立した企業で存続する企業の支配力の変化に対する問題である。したがって、パーチェス法と持分プーリング法の適用による判断は、二つの観点から結合当事企業のうちその規模と、結合後企業に対する支配状況によっていずれが取得企業になるか判断できる。

日本における企業の企業結合事例に対する調査を通じて、企業結合会計処理にとってパーチェス法への一元化への受容可能性を経営慣行の観点から究明して、さらに企業結合会計基準を一元化して行く国際的流れに係わって対応方を提示する。特に、日本の場合、今まで企業結合に対する会計処理を企業が選択的に適用することができるように容認されてきたという側面で、具体的に企業結合に対する事例及び会計処理内容を調査する方法は、今後企業結合会計に対する将来を展望する点で有用なことと考える。

調査方法は、事例調査対象で選定された企業のすべての「有価証券報告書」を確認して、用意したチェックリストに該当事項に記入して、これを分析する形で行う。特に、事例調査は、結合当事企業のうち企業結合を前後して存続企業が作成し提出した有価証券報告書を中心に分析する。ただし、存続企業の有価証券報告書から確認できない内容がある場合、すべての結合当事企業の有価証券報告書を調査する方法を通じて調査に対する正確性を期している。日本の場合、有価証券を発行する企業は証券取引法第 24 条の規定によって有価証券報告書を作成して内閣総理大臣に提出しなければならない¹²⁾。このように法律に依拠して企業が作成し公示する有価証券報告書は、当該企業に関する情報を得ようとする時、なによりも信頼できる資料とし

て企業に対する情報能力を持っていると考える。特に、事例調査は、「有価証券報告書」の調査を通じて結合当事企業に対する相対的規模の確認及び結合企業に対する支配力の変化を正確に把握することに重点をおいて行う。

2. 調査方法

(1) 企業結合の実態及び標本の設定

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」は、一定規模以上の国内会社が合併をしようとする場合、該当合併に関する「計画届出書」を公正取引委員会に提出して承認を得るように規定している¹³⁾。また、毎年、公正取引委員会が年次報告の形式で発行している「公正取引委員会年次報告：独占禁止白書(以下、「年次報告」)」には、該当企業から企業結合と関連して届出書を受理した内容が含まれている。公正取引委員会の年次報告には、企業結合を合併、分割、営業譲受などで区分して表している。この「年次報告」から、様々な企業結合類型のうち各年度の合併件数を参考にして選定した事例調査対象企業の現況は、表-1の通りである。

事例研究に必要な標本の選定は、1999年から2001年まで、各年度「年次報告」の附属資料として提示している「合併後総資産が300億円以上になる合併」から2社間の合併事例だけを調査対象とした。その理由は、3社間の合併の場合、2社間の合併より取得企業を明確に識別可能だと判断したからである。合併後総資産が300億円以上の2社間の合併件数は、各年度別に1999年が40件、2000年が56件、2001年が47件で総数143件が調査対象に該当する。また、同「年次報告」は、合併を通じて存続及び解散する企業の名前だけでなく、各企業に対する総資産額も明示されていて、企業結合に対する会計処理を推定することができる資料として活用可能な長所がある。

表-1 年度別合併及び事例調査対象企業の現況

区 分	1999	2000	2001	合計
総合併件数	151	170	127	448
合併後総資産が300億円以上の合併数	47	68	55	170
- 2社間の合併件数	40	56	47	143
- 3社間の合併件数	7	12	8	27
事例調査対象企業数	40	56	47	143

(出典) 公正取引委員会 『公正取引委員会年次報告：独占禁止白書』 1999年 - 2001年のうち、各年度の「合併後総資産が300億円以上になる合併」より作成。

(2) 調査方法

本事例調査は、SFAS141とIFRS公開草案第3号で主張しているように、企業結合が持分の交換を通じて行われた場合、取得企業に対する識別規準として提示している次の二つの観点を充足させるように設計された。第一に、結合当事企業のうち持分証券を発行する企業のうち、

相対的に規模が大きな企業を取得企業として推定するようにしている。すなわち、結合当事企業の総資産規模を把握し、資産規模が大きな企業を取得企業として見なす方法である。しかし、この方法は、総資産規模の差がないからどちらが取得企業なのか判別不可能な場合、または被取得企業が法律上の存続企業になって持分証券を発行する逆取得が存在する場合には、説明力を失うようになる問題点がある。

第二に、結合当事企業のうち企業規模の差がなく、相対的規模だけでは取得企業を推定することができない場合、結合後企業の議決権や取締役会など企業の支配機関の構成を追加的に調査して取得企業を推定する方法がある。米沢・若林は、日本における事例調査を根拠としてパーチェス法だけで一元化することが適切でないことを指摘している。しかし、彼らの研究は、企業結合事例として「みずほフィナンシャルグループの事例」だけを調査対象にしたという側面で、研究結果を日本の企業全体に拡大し解釈することには限界がある。

本研究は、米沢・若林の研究より企業結合事例に対する標本をより拡大し調査を行うことで、研究結果に対する普遍妥当性を高めるために努力した。また、本研究は、事例調査の客観性及び一貫性を維持するためにチェックリストを作成した。チェックリストの主要な内容は企業結合取引をめぐる本質と、企業結合の結果によって形成された支配力を把握することに重点を置いている。特に、現在国際的に企業結合会計処理をパーチェス法へ一元化させる動きと関連して論議される、買収企業を判断することができない企業結合が存在するかどうか、もし存在すればその程度がどのくらいであるかを調査する。

本事例調査のために用意したチェックリストの主要内容及びその構成は、次の通りである。第一に、企業結合の現況に対する内容として企業結合を前・後した企業概要及び財務的内容、支配関係を判断することができる内容を含んでいる。第二に、企業結合の日程及び目的、その本質、結合後企業の支配力を把握する内容を含んでいる。第三に、企業結合と関連して行なった会計処理方法を確認する内容として構成されている。事例調査は、このように作成されたチェックリストを使って調査対象企業の有価証券報告書を確認して該当内容を記録する方法及び手続によって行う。

3. 調査内容及び手続

(1) 結合当事企業の相対的規模

企業結合が持分の交換を通じて行われた時は、一般に持分証券を発行する当事企業、または規模の大きい当事企業が取得企業であることが多い¹⁴⁾。すなわち、結合当事企業間に資産規模の差が大きい場合、対等な企業結合がなされることは、正常的な商取引において存在しにくいという点に着目して、結合当事企業の相対的規模を重要な判断基準として取り扱っている。したがって、企業結合をする結合当事企業の相対的資産規模を比較して取得企業を判断することは意味をもつことになる。

事例調査対象企業の総資産規模を比較した現況は、表-2の通りである。企業結合に対する総資産規模の比較は、存続企業と解散企業の相対的規模を把握するために、公正取引委員会の「年次報告」から存続企業の総資産を結合当事企業の総資産を加えた金額で分けて計算した。表-2から分かることは、結合当事企業のうち存続企業の総資産と解散企業の総資産を比較して両企業の総資産規模の差が大きい場合、すなわち、存続企業の資産規模が61%以上大きいとか40%以下で小さな企業結合の比率は、114個企業で全体の79.7%を占めている。この数値の中には被取得企業が存続企業になる逆取得として推定される場合も10%以上を占めている。また、存続企業の総資産が占めている比率が41%から60%までの区間にあって、単純に総資産だけの比較では取得企業を判別することが難しいと判断される企業結合事例は、29個企業で全体の20.3%に達する。結合当事企業の規模だけで取得企業を識別することが難しいと判断される29個(20.3%)の企業結合事例に対して、追加的に結合後企業の支配構造などを具体的に調査する必要がある。

表-2 企業結合に対する総資産規模の比較現況

区分	1999	2000	2001	合計
- 81%以上大きな場合	9	25	22	56(39.1%)
- 61% - 80%	15	16	11	42(29.4%)
- 41% - 60%	12	8	9	29(20.3%)
- 21% - 40%	3	6	2	11(7.7%)
- 20%以下の小さい場合	1	1	3	5(3.5%)
調査対象事例数	40	56	47	143(100%)

(出典) 公正取引委員会 『公正取引委員会年次報告：独占禁止白書』、1999年 - 2001年のうち、各年度の「合併後総資産が300億円以上になる合併」より作成。

(2) 結合後企業の支配力

企業における結合当事企業の規模の差が大きな場合には、一般的商取引の慣行によって資産規模が大きな企業を取得企業として推定することができる。しかし、結合当事企業の資産規模の差が大きい場合には、他の推定方法に依拠して取得の可否を確認しなければならない。したがって、本研究は、SFAS141が提示している支配力による取得企業の判別規準に基づいて該当企業の「有価証券報告書」を調査して分析する。企業結合後総資産が300億円になる企業のうち結合後企業の支配力を詳しく調査する必要があると判断される事例は、表-3の通りである。実際に調査対象で分類された事例は、29件であるが、有価証券報告書などの資料確保が不可能な21件を除いて8件を最終的に調査対象事例として確定した。

また、用意したチェックリストに依拠して調査対象企業から蒐集された資料は、次のようなカテゴリーに分けて分析する。まず、企業結合に対する概要として企業結合の日程、目的、法律的形態などを分析する。次に、企業結合と関連する持分証券の発行及び交換内容を分析

する。財務項目を中心とする結合当事企業の相対的規模を比較分析する。企業結合後、支配力の変化に対する内容を把握して比較する。採択された事例に対して企業結合の本質的な立場から対等な合併か、取得企業として識別可能であるか等を評価する。このような内容は、該当企業が提出した「有価証券報告書」のうち、提出会社の経営指標、沿革、経営上の重要な契約など、役員の状況、重要な後発事象などから調査する。総合的な判断は、SFAS141「企業結合」が規定している内容の観点から企業結合取引が「取得」か、または「持分統合」か、二つ概念を判断できない性格を持つかという点を評価する。

表-3 結合後企業の支配力の調査現況

区 分	1999	2000	2001	合計
支配力調査対象になる企業	12	8	9	29
・ 資料調査可能 *	3	1	4	8
・ 資料調査不能	9	7	5	21
事例調査企業数	3	1	4	8

（出典）公正取引委員会 『公正取引委員会年次報告：独占禁止白書』、1999年 - 2001年のうち、各年度の「合併後総資産が300億円以上になる合併」より作成。

* 有価証券報告書などの資料蒐集が可能な企業

(3) 企業結合会計処理の推定

公正取引委員会年次報告の「合併後総資産が300億円以上になる合併」には、存続企業及び解散企業に対する総資産だけでなく結合後企業の総資産を明示している。したがって、すべての結合当事企業の総資産を加えた後、結合後企業の総資産と比較すれば、企業結合と関連して処理した会計方法を推定することも可能である。なぜならば、企業結合会計方法としてパーチェス法と持分プーリング法だけを仮定する場合、二つの会計方法が持っている特徴によって区別することができる。パーチェス法は、被取得企業の資産・負債が時価による公正価値によって評価した金額が結合後財務諸表に反映されるが、一方、持分プーリング法はすべて結合当事企業の資産・負債が帳簿価額そのまま合算されて結合後財務諸表に反映される。したがって、企業結合と関連してパーチェス法で会計処理した場合には、結合当事企業の総資産金額の合計と結合後企業の総資産金額間の差が存在する可能性が高い。しかし、持分プーリング法で会計処理した場合には、二つの比較対象間に差が存在しない可能性が高いという特徴をもつ。

このようにパーチェス法と持分プーリング法が持っている特徴から、企業結合を前後した結合当事企業の財務諸表と結合後企業の財務諸表を比較して会計処理方法を推定する資料として活用することができることと判断する。調査対象企業のうち存続企業の総資産と解散企業の総資産を合算した金額を結合後企業の総資産金額と比較した結果は、表 - 4 の通りである。結合当事企業に対する総資産規模を比較した結果、すべての結合当事企業の総資産の合計と結合後企業の総資産の差がない事例は、76.9%を占めている。この数値から調査対象企業のうち 77%

くらいの企業が企業結合と関連して持分プーリング法を使って会計処理したことが推定できる。一方、調査対象のうち差が存在する 23.1%の事例は、パーチェス法で会計処理したということが推定できる。また、パーチェス法で会計処理した事例の 60.6%は、企業結合の時、被取得企業に対して帳簿価額より高い価額で取得し暖簾を計上したことと、39.4%は企業結合による合併差益（負の暖簾）を計上したことが推定できる。

表-4 結合当事企業に対する総資産規模の比較現況

区 分	1999	2000	2001	合計
- 差が存在しない	39	39	32	110(76.9%)
- 差が存在する	1	17	15	33(23.1%)
・ 正(+) の差	1	9	10	20(60.6%)
・ 負(-) の差	-	8	5	13(39.4%)
調査対象事例数	40	56	47	143(100%)

（出典）公正取引委員会 『公正取引委員会年次報告：独占禁止白書』、1999 年 - 2001 年のうち、各年度の「合併後総資産が 300 億円以上になる合併」より作成。

第 3 節 企業結合及び会計処理の事例調査

1. 企業結合

企業結合事例調査のために対象企業として選定された企業のうち、チェックリスト作成に必要な資料の調査が可能な 8 個企業の有価証券報告書を調査し分析した。企業結合の形態及び内容は、三井住友海上火災保険(株)の事例を代表として分析する。

三井住友海上火災保険(株)は、保険業を営む上場企業である三井海上火災保険(株)と住友海上火災保険(株)が 2001 年 10 月 1 日に合併することによって誕生した結合後企業である。三井住友海上火災保険(株)が 2001 年 3 月 31 日附で作成し提出した、平成 14 年版「有価証券報告書」を確認した結果、2001 年 3 月 31 日、企業結合前各企業の財務事項及び結合後企業の支配力に対する内容は、表 - 5 のように要約できる。

三井海上火災保険(株)は、2001 年 5 月 18 日、住友海上火災保険(株)と合併契約を締結し、2001 年 6 月 28 日の定期株主総会で同合併契約内容に対して承認が可決されて、同年 9 月 26 日、金融庁から合併に関する許可を得て、同年 10 月 1 日附で両企業の合併が行われた。両企業が合併をするようになった目的は、グローバルな経営環境下で市場からの競争力強化と顧客の多様な欲求を充足させて、事業の効率化を図ろうとするための戦略的動機によって行われた。また、その法律的な形態は、三井海上火災保険(株)が住友海上火災保険(株)を吸収合併する形をとっている。

二つの企業が合併するにおいて持分証券の交換内容は、解散企業である住友海上火災保険(株)の株主が保有している株式 1 株に対して三井海上火災保険(株)の株式 1.09 株の比率で額面

普通株式を発行して割当交付した。持分証券の交換内容は、わずかな差だけ住友海上火災保険(株)に有利な条件を付与していることが分かる。このような発行条件は、資本金規模を考慮して均等を期するためのことと判断される¹⁵⁾。

表 - 5 三井住友海上火災保険(株)の企業結合概要

区分		結合前企業		結合後企業
		三井海上火災保険	住友海上火災保険	三井住友海上火災保険
財務項目	- 総資産額	37,139 億円	35,492 億円	72,631 億円
	- 純資産額	7,677 億円	7,372 億円	-
	- 資本金	684 億円	600 億円	-
	- 経常利益	230 億円	333 億円	-
	- 当期純利益	130 億円	141 億円	-
従業員数(名)		7,057	7,224	-
株式の交換比率		1.09	1.0	-
取締役会の構成(名)		11	11	22
(構成比率、%)		(50%)	(50%)	(50%)
(そのうち代表取締役)		2	2	4

（出典） 三井住友海上火災保険 『有価証券報告書』 平成 14 年版より作成。

まず、結合当事企業の財務内容を確認してその相対的規模を比較すれば、存続企業である三井海上火災保険(株)が財務内容はより良好であるが、損益項目においては解散企業である住友海上火災保険(株)がより良好である。したがって、調査された財務的項目だけでは、いずれの企業が相対的に大きい規模なのか優劣を選り分けにくいから、取得企業を識別するにあたり限界があるといえる。

企業結合後形成された支配力を判断する基準として、取締役員及び代表取締役会の構成内容を確認した結果、結合当事企業に 50:50 の比率で均等するように配分されていることが分かる¹⁶⁾。また、結合後企業の支配力の変化に対する内容を把握するために、2003 年の半期有価証券報告書を確認したが、その支配力の変動内容はなかった。すなわち、結合後企業の支配力を検討した結果、取締役員及び代表取締役会の構成は、結合当事企業が各々 50:50 の比率で構成されているから、これを取得企業の識別基準として利用することができない。

以上の多様な観点から、三井住友海上火災保険(株)の企業結合に対する本質を検討した結果、結合当事企業のうちどちらも取得企業として判断できるという証拠はなかった。したがって、三井海上火災保険(株)と住友海上火災保険(株)との合併の本質は、持分統合を通じる両企業間の対等な合併だったとの結論に到達した。

このような形態及び内容による事例調査は、三井住友海上火災保険(株)以外にも(株)三井住友銀行、(株)ソルエム、日本興亜損害保険、デンセイ・ラムダ(株)、高崎三興(株)、(株)アトル、

新光証券(株)など 8 個の企業に対して同じ形で分析した。また、企業結合に係わって適用した会計処理の内容を追加的に分析する必要がある。

2. 会計処理

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の規定により、結合当事企業が作成して公正取引委員会に提出する「合併届出書」には、企業結合前一定時点において存続企業及び解散企業の総資産価額を帳簿価額で記入しなければならない、合併後存続または設立する企業に対して合併後の総資産に関する内容を記入しなければならない¹⁷⁾。したがって、もし企業結合と係わって持分プーリング法で会計処理した場合、「合併届出書」上すべての該当企業の総資産の合計額は、合併後の総資産価額と一致するようになる。一方、企業結合と係わってパーチェス法で会計処理した場合、「合併届出書」上すべて該当企業の総資産の合計額は、合併後の総資産価額と一致しないようになる。

本論文の第 2 節第 3 項では、各企業が合併と係わって公正取引委員会に申告した、資料を分析して企業結合と関連した会計処理内容を推定した。すなわち、結合当事企業のそれぞれの総資産額を合算して結合後企業の総資産額と一致するかどうかをチェックして、合算した金額が結合後企業の総資産額と一致する場合には持分プーリング法の立場から会計処理したと、また、合算した金額が結合後企業の総資産額と一致しない場合にはパーチェス法の立場から会計処理したと推定した。その結果、全体 194 件の企業結合事例のうち 77%程度が持分プーリング法の立場から、それ以外の 23%程度がパーチェス法の立場から会計処理を行ったことが明らかになった。このように算術的計算によって推定した会計処理内容について、その真偽や可否を追加的に検証する必要性がある。

まず、各企業が作成して提出する有価証券報告書を通じて調査した結果、企業結合と関連する会計処理内容は、有価証券報告書のうちに持分プーリング法で会計処理したと明示されなかったが、だいたい持分プーリング法の立場から会計処理したことを確認することができた。すなわち、調査したすべての企業結合事例には、合併契約書上に合併によって増加しなければならない資本金、資本準備金、利益準備金及び任意積立金、その他留保利益に対する承継内容を明示しているので、持分プーリング法で会計処理することを前提していることが分かる。公正取引委員会の年次報告と各企業の有価証券報告書の確認を通じて検証した結果は、表 - 6 のように要約することができる。

表 - 6 の内容は、企業結合に係わって事例調査対象企業の有価証券報告書を調査した結果、すべての企業の場合、公正取引委員会の「年次報告」の数値と「有価証券報告書」の数値を比較した数値が全部一致していることを現している。すなわち、二つの企業の結合前総資産額を帳簿価額そのまま合算した金額は、公正取引委員会へ結合後総資産額として申告した金額とだいたい一致していることを確認することができた。このような結果は、調査したすべての企業が企

業結合と関連して持分プーリング法の立場から会計処理したということを証明している。

表 - 6 企業結合会計処理に対する検証結果()

(単位:億円)

区 分*	『年次報告』()	有価証券報告書()	差異(-)
1. 三井住友海上火災保険(2001.10.1)			
- 三井海上火災保険(A)	37,139	37,139	0
- 住友海上火災保険(B)	35,491	35,492	** 1
- 三井住友海上火災保険(C=A+B)	72,631	72,631	0
2. (株)三井住友銀行(2001.10.1)			
- (株)住友銀行(A)	510,893	510,893	0
- (株)さくら銀行(B)	469,594	469,594	0
- (株)三井住友銀行(C=A+B)	976,487	976,487	0
3. (株)ソルエム(2001.1.1)			
- 広島建設工業(株)(A)	250	251	** 1
- 光和建设(株)(B)	172	172	0
- (株)ソルエム(C=A+B)	423	423	0
4. 日本興亜損害保険(2001.4.1)			
- 日本火災海上保険(株)(A)	18,853	18,853	0
- 興亜火災海上保険(株)(B)	13,024	13,025	** 1
- 日本興亜損害保険(株)(C=A+B)	31,878	31,878	0
5. デンセイ・ラムダ(株)(1999.10.1)			
- ネミック・ラムダ(株)(A)	246	246	0
- 日本電気精器(株)(B)	304	304	0
- デンセイ・ラムダ(株)(C=A+B)	550	550	0
6. 高崎三興(株)(1999.10.1)			
- 高崎製紙(株)(A)	427	427	0
- 三興製紙(株)(B)	375	376	** 1
- 高崎三興(株)(C=A+B)	803	803	0
7. (株)アトル(1999.10.1)			
- 九宏薬品(株)(A)	392	393	** 1
- (株)ユニック(B)	521	521	0
- (株)アトル(C=A+B)	914	914	0
8. 新光証券(株)(2000.4.1)			
- 新日本証券(株)(A)	7,914	7,914	0
- 和光証券(株)(B)	10,369	10,370	** 1
- 新光証券(株)(C=A+B)	18,284	18,284	0

(出典) 公正取引委員会 『公正取引委員会年次報告：独占禁止白書』 平成12年 - 平成14年、各年度の「合併後総資産が300億円以上なる合併」と、平成12年から平成14年まで、該当各企業の『有価証券報告書』より作成。

* A：存続企業、B：解散企業、C：結合後企業

** 『年次報告』の35,491億円の数値は、3,549,196百万円を切り捨てた差。
以下、すべて 1の差は、同じ原因から発生した差である。

本論文は、前節の表 - 4 からパーチェス法で会計処理したことを推定される 23.1%の事例のうち、存続企業と解散企業のすべての有価証券報告書を確認できる企業に対しても追加的に調査して検証した。追加的に検証した内容は、表 - 7 のように要約することができる。公正取引委員会の「年次報告」の数値と「有価証券報告書」の数値を比較して検証した表 - 7 の結果は、次

のように三つのカテゴリーに区分して説明することができる。

第一に、「年次報告」の金額と「有価証券報告書」の金額を比較した結果、「有価証券報告書」の金額が「年次報告」の金額より大きい場合が存在した。この場合は、企業結合と係わってパーチェス法で会計処理した結果、合併差益(または、負の暖簾)が計上された場合として、表-7の事例1から事例3までがそのような場合である。すなわち、存続企業は解散企業を取得するにおいて解散企業の帳簿価額より安い金額で取得することによって、合併差益が発生するようになったことである。

表-7 企業結合会計処理に対する検証結果()

(単位:億円)

区 分*	『年次報告』(Ⅰ)	有価証券報告書(Ⅱ)	差異(Ⅰ-Ⅱ)
1. (株)ドトールコーヒー(2000.9.1) - (株)ドトールコーヒー(A) - (株)バードフェザー(B) - (株)ドトールコーヒー(C=A+B)	308 72 315	308 72 380	0 0 **△65
2. ベネッセコーポレーション(2000.10.1) - ベネッセコーポレーション(A) - 南方エンタープライズ(B) - ベネッセコーポレーション(C=A+B)	2,574 69 2,574	2,574 69 2,643	0 0 **△69
3. (株)タイアー(2000.10.1) - (株)タイトー(A) - 京セラマルチメディアコーポレーション(B) - (株)タイアー(C=A+B)	592 30 608	592 30 622	0 0 **△14
4. みずほインベスターズ証券(株)(2001.10.1) - 勸角証券(株)(A) - 大東証券(株)(B) - みずほインベスターズ証券(株)(C=A+B)	7,949 113 8,066	7,949 113 8,062	0 0 ***4
5. 西部電気工業(2001.4.1) - 西部電気工業(株)(A) - (株)エコモ(B) - 西部電気工業(C=A+B)	322 83 853	322 83 405	0 0 ***448
6. (株)村田製作所(2001.3.1) - (株)村田製作所(A) - (株)メイク(B) - (株)村田製作所(C=A+B)	4,602 62 4,978	4,602 62 4,608	0 0 ***370
7. トステム(株)(2001.4.1) - トステム(株)(A) - トステムビバ(株)(B) - トステム(株)(C=A+B)	6,181 668 7,300	6,181 668 6,849	0 0 ***451
8. (株)コミュニチュア(2001.10.1) - 近畿通信建設(株)(A) - (株)ジェイコス(B) - (株)コミュニチュア(C=A+B)	349 184 513	349 164 513	0 ****20 0
9. 第一商品(2002.4.1) - 第一商品(A) - あしたば商品(B) - 第一商品(C=A+B)	244 106 378	244 136 379	0 ****△30 ****△1

日本における企業結合会計に関する実態調査（咸）

10. (株)日立国際電気(2000.10.1)			
- 国際電気(株)(A)	1,239	1,239	0
- 日立電子(株)(B)	554	611	**△57
- (株)日立国際電気(C=A+B)	1,900	1,850	****50

（出典） 公正取引委員会 『公正取引委員会年次報告：独占禁止白書』 平成12年 - 平成14年の各年度の「合併後総資産が300億円以上なる合併」と、平成11年から平成14年まで、該当各企業の『有価証券報告書』より作成。

- * A：存続企業、B：解散企業、C：結合後企業
- ** パーチェス法で会計処理した結果、合併差益(または、負の暖簾)が発生。
- *** パーチェス法で会計処理した結果、暖簾が発生。
- **** 『年次報告』の金額と『有価証券報告書』の金額の差として、その発生原因はミスプリントと推定される。
- ***** 『年次報告』の金額と『有価証券報告書』の金額の端数の処理による差異である。

第二に、二つの資料を比較分析した結果、『年次報告』の金額が『有価証券報告書』の金額より大きい場合が存在した。この場合は、企業結合と係わってパーチェス法で会計処理した結果、暖簾が計上された場合として、表-7の事例4から事例7までがそのような場合である。すなわち、存続企業は解散企業を取得するにおいて解散企業の帳簿価額より高い金額で取得することによって、暖簾が発生するようになったことである。第三に、二つの資料を比較分析した結果、『年次報告』の金額と『有価証券報告書』の金額が一致せず、ある一方の資料が誤った数値に推定される事例が存在した。例えば、表-7の事例8から10までの場合は、結合当事企業の帳簿価額が一致しないので、会計処理方法を識別できるように分析することができなかった。

前項から調査対象企業のうち、76.9%の企業が企業結合と関連して持分プーリング法で、残り23.1%の企業がパーチェス法で会計処理を行ったと算術的計算によって推定した内容は、検証した結果とだいたい一致していることが分かる。また、パーチェス法で推定された23.1%のうち、60.6%が暖簾を、39.4%が合併差益(または、負の暖簾)を計算したと推定されたが、検証結果は、確認できた事例のうち43%が合併差益(または、負の暖簾)で、57%が暖簾を計上したことで確認されたこととだいたい推定内容と一致した。結局、日本における企業結合会計処理は、80%くらいがその本質に係わらず持分プーリング法の立場で行っていることが分かる。

3. 事例調査結果

本事例調査を通じて、SFAS141 または IFRS 公開草案第3号が規定している内容を充足させるかどうかを確認するため、いくつかの企業結合及び会計処理に対する事例を調査した。すなわち、SFAS141 では、企業結合が持分の交換を通じて行われて取得企業を確認することが困難な場合、企業結合に関連した事実や状況を総合的に考慮して判断することを要求している。したがって、このような論理に根拠して、事例調査を行った。

日本における企業結合及び会計処理に対する事例調査を通じて蒐集した資料を分析した結果は、次のように要約できる。第一に、企業結合と関連して、その合併契約書上に対等な立場で行われる合併という内容を明示している場合が多かった。例えば、調査した8件の事例のうち

5 件の事例が合併契約書上に対等な立場での合併を明示していた。このような結果から類推できることは、日本における企業結合は、結合当事企業間の友好的関係によって成り立つ場合が多いことを意味していると言える。しかし、企業結合の取引の本質を調査し分析した結果は、合併契約書上に対等な合併ということを示しているにもかかわらず、本質的内容において対等合併とは違う合併事例も見つけることができた。

第二に、企業結合取引の本質及び結合後企業の支配力に対する項目を分析した結果は、その本質及び内容によって幾つかに類型化することができる。筆者は、調査した結果に基づいて単純な持分の統合(対等合併)、持分の取得、また、持分の統合が取得かその性格が複雑なため明確に区分できない合併などの3つの類型で、表-8のように分類した。まず、様々な観点から調査して分析した結果、結合当事企業間の対等な合併として確認された場合がある。また、合併契約上、対等な合併を明示している場合にも、その結合の本質及び結合後企業の支配力を調査して分析した結果、持分の統合より取得に近い企業結合事例が存在した。さらに、持分の発行、結合当事企業の結合前の相対的大きさ、結合後企業の支配力など多様な方法を通じて調査したが、結合当事企業間の対等な合併が、ある一つの企業による持分の取得かが明確に区分すること自体が曖昧な事例も存在していることが確認された。特に、明確に区分ができない曖昧な事例の場合は、相対的な比重を考慮して、その属性により近い側で表-8に表示した。

表-8 企業結合事例調査結果の要約

対等な合併	中間的性格の合併	持分の取得
三井住友海上火災保険(株) 新光証券(株)	(株)三井住友銀行 (株)アトル 高崎三興(株)	(株)ソルエム 日本興亜損害保険(株) デンセイ・ラムダ(株)
25.0%	37.5%	37.5%

第三に、各企業の有価証券報告書には企業結合に関連した会計処理内容、特に持分プーリング法とパーチェス法のうちある一つの会計処理方法を選択して適用しているかについては、明示されていなかった。したがって、結合当事企業の有価証券報告書上の注記事項で開示されている、合併契約内容を確認して分析しなければならなかった。その結果、日本における企業結合取引に対する会計処理は、企業結合の本質に係わらず80%以上の事例にとって持分統合の立場から行っていることが確認された。このような結果は、日本が企業結合会計基準を一元化して行くことに消極的に応じている理由を説明する一つの要因になると思われる。

以上の企業結合及び会計処理に対する事例研究の結果に基づいて、今後、日本における企業結合会計の将来像を展望することができるだろう。

第4節 日本における企業結合会計の展望

IASB が推進している会計基準の国際的収斂の対象になるプロジェクトのうちには、比較的
に国家間の合意を導き出しやすいことがあるが、国家の利害関係が尖鋭に対立する複雑な問題
を持っている会計分野が存在する。特に後者の端的な例は、企業結合を巡る会計処理方法をパ
ーチェス法へ一元化することである。このような各国の実状を無視して、短時間内に会計基準
の国際的収斂を果たそうとする動きは、国家的な抵抗に直面する危険性を含んでいると言える。

本節は、日本における企業結合及び会計処理に対する事例研究に基づいて、今後、企業結合
会計基準に対する展望を試みれば、次のような提案ができる。

第一に、国際的な流れに合わせてパーチェス法で一元化して企業結合会計基準を設定する「一
元化システム」の方法である。現在、米国、オーストラリア、ニュージーランドなどのアング
ロ・サクソン国家がすでに設定し適用している会計基準と整合する内容の会計基準を用意する
方法である。このように企業結合会計基準を設定する場合は、グローバル・スタンダードとの
整合性を果たすことができるという長所を持つ。しかし、結合当事企業間に対等な合併が行わ
れる場合、その取引の属性をよく表現することができないという限界を持っている。

第二に、国際的な流れとは異なり原則的にパーチェス法を適用するが、例外的に持分プーリ
ング法を容認する「併存システム」の方法である。今まで日本が一貫して主張した通りに日本
企業の経営環境または文化の特殊性を理由にして、パーチェス法とともに例外的規定として持
分プーリング法を許容する方法である。また、例外規定によって持分プーリング法で会計処理
した場合は、パーチェス法との差異に対する内容を注記事項として明示することができる。こ
の方法は、結合当事企業間に対等な合併が行われる場合、その取引の属性をよく表現するこ
とができるという長所がある。しかし、持分プーリング法の許容は、企業結合取引の本質に係わ
らず結合当事企業間の多様な形態の便法的取引を通じて持分プーリング法を適用する恐れがあ
ると言える。したがって、このような立場から企業結合会計基準を設定する場合は、どちらが
取得企業なのか判断不可能な「真の合併(true merger)」に限って持分プーリング法を適用するよ
うに、その適用条件を厳格にして制限する必要性がある。

第三に、企業結合会計基準を国内用と国際用で区分して設定する「二元化システム」の方法
である。すなわち、国際的な活動をする企業に限定してグローバル・スタンダードに整合する
ようにパーチェス法のみを認める会計基準と、経済活動の範囲を国内に限定して利用するよう
に、パーチェス法と持分プーリング法のうち選択的に適用することを認める方法である。この
ように「ダブル・スタンダード」の設定は、国際社会からの会計基準の国際的収斂に対する圧力
や非難を避けることだけでなく、国内企業の特殊性を保護することができるという長所がある。
したがって、最近、ダブル・スタンダードに対する論議は、各国から企業結合会計基準の設定
の観点を離れて、活潑な検討が行われている状況である。各国は、自国の会計基準をグローバ

ル・スタンダードに合わせて高い水準で設定することによって支払わなければならない企業の会計情報作成に所要される時間と努力を減らすために、中小企業が適用可能な会計基準を別に論議するようになった。このような観点から、国際的な資金調達のために必要だと認められる企業に限ってその適用を義務化する方案も考えることができる。

以上の提案のうち第二、第三の方法をとって自国の企業経営の特殊性を反映する企業結合会計基準を設定する場合、日本は国際的会計の流れと整合しないと言う事実だけで、会計基準や会計情報の質を貶めようとするという非難や圧力を甘受しなければならない可能性がある。すなわち、日本だけの特殊性を反映した会計基準の設定は、現在、問題になっている「レジェンド問題¹⁸⁾」のような日本の会計基準に依拠して作成した財務報告書に対する国際的な不信をもっと募らせる契機になる可能性がある。特に、IASB が予見している通りに、2005年の時点でほぼ会計基準の国際的収斂が成立するとき、2005年以後の会計情報に対する国際的な評価は、現在の状況とは比較することができないほど厳しくなることが予測される。そのような結果は、日本の企業が国際的資本市場を通じて資金を調達しようとする時、大きな圧力で作用するだろう。それだけでなく、国際的会計基準と違う内容の会計基準を持っているということ自体だけでも「会計の異端者(outsider)」として取り扱われる可能性が非常に高い。

おわりに

経営環境のグローバル化の進展によって各国が持っている独自性は、普遍性へ変化していく過程にある。すなわち、各国が持つアイデンティティは、次々と消えて世界的に類似な形態に変化して行っている。たとえ、このような動きは、目に見えるほど早いとか大きな変化ではなくても、徐々に変化して行くことが分かる。特に、これらの動きの速さは、会計基準の国際的収斂が達成される時期と予測される 2005 年以後からもっと加速化される可能性が高いと予想される。

日本の場合、企業結合に係る会計処理を規律する会計基準は今まで存在しなかったので、商法の規定に依拠して会計処理を企業が任意的に選択して適用することが可能な状況である。企業会計審議会は、2001年から長期間の審議を経て2003年10月31日、「企業結合に係わる会計基準の設定に関する意見書」を確定し公表した。新たな企業結合会計基準は、2006年4月1日以後開始する事業年度から適用される予定である。

新企業結合会計基準は、国際的会計の流れとは異なり、パーチェス法と持分プーリング法を認める二元化された内容である。このように日本の経営慣行を反映した会計基準の設定は、今後、会計基準の収斂という国際的会計の流れに及ぼす影響だけでなく、日本の企業の国際的経済活動に及ぼす影響を追加に考察する必要がある。

日本における企業結合会計に関する実態調査（咸）

<注>

- 1) 企業会計審議会「『企業結合に係わる会計基準設定に関する意見書』の公表について」、2003.10.31(『JICPA ジャーナル』No.581 DEC. 2003、111 頁)。
- 2) 企業会計審議会「企業結合に係わる会計基準設定に関する意見書」、2003.10.31(『JICPA ジャーナル』No.581 DEC. 2003、113 頁)。
- 3) Gorden D. Pirrong, *The Potential Effect of APB Opinion of No. 16. on the Pooling of Interests Treatment for Business Combinations*, Arizona State University, D.B.A., 1972, pp.147-154.
- 4) Ira M. Reed, *An Empirical Investigation of the Effect of APB Opinion No. 16 and APB Opinion No. 17 on the Accounting for Business Combinations*, Ph.D. Dissertation, University of Missouri-Columbia, 1976, p.47.
- 5) Benjamin C. Ayers, C.E. Lefanowicz and J.R. Robinson, *Do Firms Purchase the Pooling Method?*, Working Paper, University of Texas at Austin, January 2000.
- 6) 富士総合研究所 『企業会計制度に関する国内企業調査報告書』、2002 年 (<http://www.meti.go.jp/information/downloadfiles/c20715d07j.pdf>)。
- 7) 李南洙 『わが国合併会計準則の受容性に関する実証的研究』 漢陽大学校大学院博士学位論文(韓国語)、1998 年、7-100 頁。
- 8) 米沢武史・若林浩伸 「企業結合の会計処理のあり方」 『企業会計』 Vol.54 No.2、2002、60-66 頁。
- 9) Thomas E. Jones、奥山章雄、加藤厚の座談会 「最近の IASB の活動状況について」 『JICPA ジャーナル』 No.555 (2000 年 8 月) 14-15 頁。
- 10) IASB, Exposure Draft 3, *Business Combinations*, International Accounting Standards Committee Foundation, December 2002, par.17.
- 11) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.141, *Business Combinations*, FASB of the Financial Accounting Foundation, June 2001, par.17-18.
- 12) 法務大臣官房編 『証券取引法』 第 24 条(有価証券報告書の提出)、2000 年。
- 13) 公正取引委員会事務局編 『私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律』 第 15 条(合併の制限)。
- 14) FASB, SFAS141, *Ibid*, par.17.
- 15) 結合当事企業間に株式の交換比率に対する算出根拠は、「有価証券報告書」から確認できなかった。以下の企業結合事例にも同一である。
- 16) 三井住友海上火災保険 『有価証券報告書』 2002 年のうち、役員で確認し作成しており、執行役員が 38 名で構成されて運営されているが、これらが企業結合前いずれの企業に所属された人々かは分類できない。
- 17) 法務省 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」 第 15 条(合併の制限)第 2 項。
- 18) 日本の証券取引法に基づいて企業が作成する英文アニュアルレポートに「日本以外の国で通用する会計基準で作成したものではない」というような説明文が付される問題である。

主指導教員（木下勝一教授）、副指導教員（佐藤 正教授・柳 喜重郎教授）